

「子育て支援制度の所得制限について」とのご意見について回答いたします。

令和4年8月9日 掲示

【児童手当について】

ご意見をいただきました「子育て給付金」についてですが、「児童手当の特例給付」のことかと思われますので、その想定でお答えいたします。

児童手当は国の制度で、15歳までのお子さまを養育している父母等に手当が支給される全国一律の制度です。今年度の制度改正により、受給者の所得が所得上限限度額以上の場合には、月額5,000円の特例給付が令和4年10月支給分以降は支給されなくなるよう変更となりました。手当の見直しによる財源については、待機児童解消の取り組みに充てられると国により公表されております。

お子さまがいらっしゃる世帯の方については、生活や子育てのために日々お仕事をがんばっている方がほとんどかと思われ、子育ての大変さは所得によって変わるものではなく、周りの方と何ら変わらないという考えは当然であると思います。特に所得の高い方には多く納税をいただいております、その貴重な税金で住民サービスが支えられていることも重々承知しておりますが、国が実施している制度については、市でもその根拠法令に基づいて実施しなければならないのが現状です。

本市といたしましては、今後も市民の皆様のお力になれるよう誠心誠意努めてまいります。児童手当については、あくまでも国の政策によるものであり、市単独で所得制限の撤廃等の対応は出来かねますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【保育料について】

現在、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育園等を利用する3歳から5歳のお子様の保育料は無料となっております。ただし、ご指摘いただきましたとおり、無償化の対象とならない0歳から2歳までのお子様の保育料は、国が示す基準等に基づき、市民税額の階層ごとに保育料を設定し、利用者の皆様にご負担いただいているところであります。

0歳から2歳のお子様の保育料について、所得が高い階層の保育料が高くなるのは不公平であるとお不満をお持ちになるお気持ちや、全ての保育料を無償化してほしいという思いは、多くの子育て世帯の皆様の切なる思いであると受け止めておりますが、児童福祉法

では、保育料は保護者の負担能力に応じて徴収するという応能負担の原則がとられており、また、保育料は世帯所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める水準（徴収金基準額）を限度として市が定めることとなっているところであります。

なお、本市の保育料は令和3年度に改定しておりますが、令和2年度の見直しの際には、県内の平均的な保育料より高額にならないよう検討を行い改定しておりますので、他市と比較いたしましても決して突出した高額な保育料では無いと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【回答に関する問い合わせ先】

○児童手当について

保健福祉部 子ども幸福課 給付係 TEL：0287（23）8932

○保育料について

保健福祉部 保育課 保育係 TEL：0287（23）8769

令和4年8月9日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700